

改正前後の職員定数

	改正前の定数	改正後の定数	差引
1 知事の事務部局の職員	4,768	4,344	△ 424
2 議会事務局の職員	34	34	— 1
3 選挙管理委員会の職員	3	2	△ 1
4 監査委員事務局の職員	14	14	— 31
5 教育委員会事務局の職員	236	205	△ 31
6 地方労働委員会事務局の職員	14	13	△ 1
7 海区漁業調整委員会の職員	8	8	— 2
8 人事委員会事務局の職員	19	17	△ 2
9 女子大学の職員	82	82	— 42
10 公立学校（大学を除く）の職員	14,480	14,522	— 42
11 図書館の職員	38	38	— 115
12 電気局の職員	115	115	— 19,811
計	19,394	△ 417	

経済関係部門の再編成

農林・商工水産・土地改良の三部

改正の要点は、経済部及び農地林務部を再編成して商工水産部、農林部、土地改良部の三部としたこと、並びに從来の企画部を廃止して総務部に統合したこと、部の数は七部で前と同数です。

企画部を廃止して総務部に統合しましたのは、從来企画独走という声もありましたし、予算の裏付けのある企画といふ考え方からです。

* 定数条例の一改正

従来、職員の定数条例について再建計画に基いた改正が行われていなかつたため、現状にそぐわない点が多いので次表のように改正したものです。
これによれば知事部局で四百二十四名を始め四百五十九名の減、小、中、高校の職員四十二名の増で差引合計四百十七名の減となっています。
これにもとづき既定の再建計画上の減員数には及びませんが、本年度二百名の減員を計画し、本年十月一ぱいにこれを完了することにしておきます。
本県の職員は他県に比し、高給、高令

者が多い上職員数が多いことが先程述べたように人件費膨張の根本原因であり、直接的には、昨年度の減員計画が実行されなかつたことによるもので、財政の健全化を推し進めるながら県行政の向上をはかるのにはどうしても再建計画の線に沿つて減員計画を着実に実施することが必要なわけあります。

以上今年度予算ほか一、二の事項につき述べましたが、県民の皆さんのがんばりを願ってやみません。（財政課）

第1回 支入予算比較表 (単位100万円)			
県(2,920)	地方交付税(4,612)(2,120)	国庫支出来(6,199)	その他(2,388)
一般財源 ← → 特定財源			(441)
(3,627)(2,059)	(2,059)	(6,524)	(2,810)

しこの中には県の才計金につき従来予託金扱いにしていたものの中のうち、特定の政策目的をもつたものは、これを貸付金として三億五千万円だけ新たに予算に計上しましたので、その金を差引きますと才出総額は昨年とほとんど同じになります。

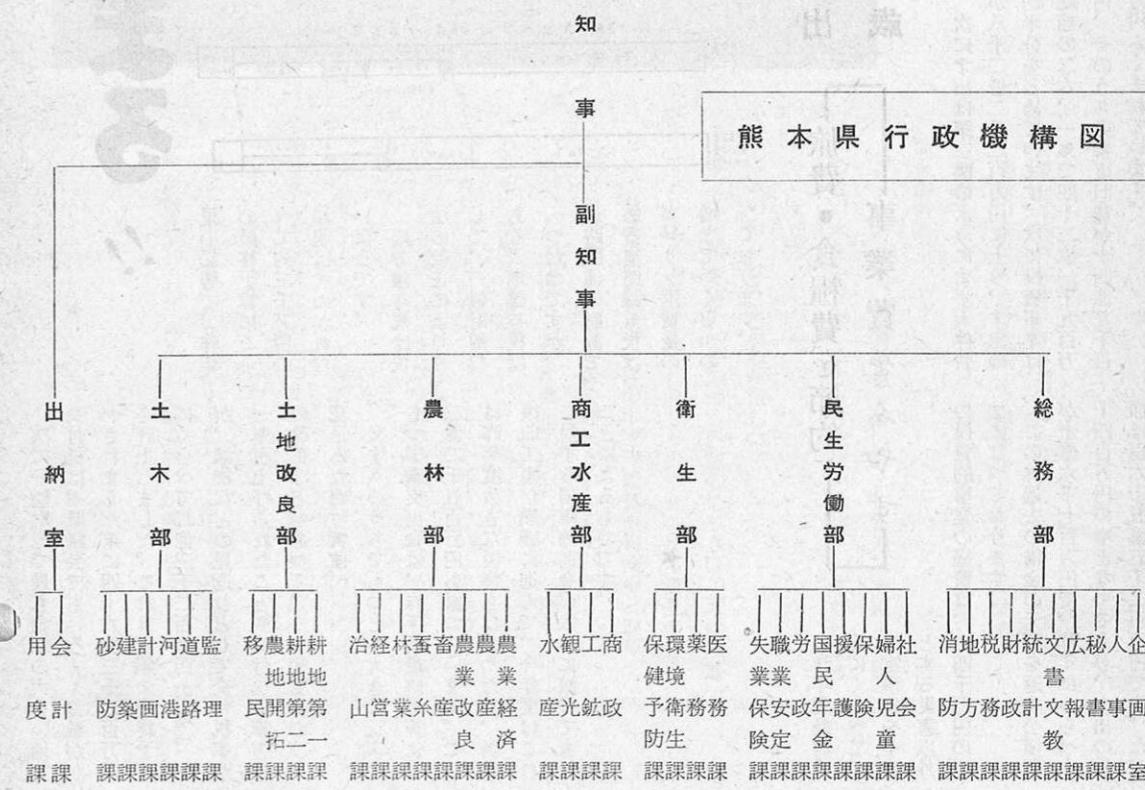
右の点から考えますと、災害復旧費のへつた分が、人件費にとってかわった恰好になつておらず、従つて県政の大柱である基礎条件の整備、つまり指定事業を中心とする事業費の財源をつくるには非常に苦心し、旅費や食糧費を約一億円も節約して事業費の増加に努めたわけです。その結果指定事業は昨年に比べて十五%二億六百万円の増となり、わけても道路関係では二十七%、土地改良関係では二十五%、都市計画関係では五十五%それべく増加しました。

次に国体関係では、選手強化費、審判

最後に今後の問題点として人件費関係では初任給の引上げ、べき地手当、暫定手当の本俸入り入れに伴う負担増など、今後さらに追加を要するものが相当あります。又投資事業についても指定事業をはじめ補助事業、単独事業について、さらには今後増額しなければならぬと思われます。地方交付税の伸びを中心として今後オ入の増加につとめるとともに、以上述べた人件費及び事業費、特に投資事業の拡大に一層努力しなければなりません。

（財政課）

熊本県行政機構図



8月は国民年金周知強調月間です。
わが国最初の画期的なこの制度を十分理解してその活用に努めましょう。